

令和6年3月24日執行
知内町議会議員選挙

収支報告書

【記載例】

知内町選挙管理委員会

町長及び議員共通

選挙運動費用収支報告書

- 1 令和○年○月○日執行 例)○○○○選挙
- 2 公職の候補者 住所 上磯郡知内町字重内○○番地○○
氏名 知内 太郎
- 3 ○月○日から (第1回分)
○月○日まで

最初の支出が発生した日

最後の支出が発生した日

※選挙期日の「告示日前まで」、選挙期日の「告示日から投票日まで」、及び「投票日後」にされた寄附その他の収入及び支出については、これをあわせて精算し、領収書(公選法188)その他支出を証すべき書面の写しを添付して、選挙期日から15日以内に提出しなければならない。(公選法189①)

※精算届出後にされた寄附その他の収入及び支出については、そのつど寄附その他の収入及び支出がされた日から7日以内に提出しなければならない。(公選法189①(2))

※**出納責任者**が収支報告書もしくはそれに添付すべき書面の写しの提出を怠り、またはこれに虚偽の記載をしたときは、3年以下の禁錮または50万円以下の罰金(公選法246①(5)の2))

(情状により懲役または禁錮及び罰金を併科。重大な過失の場合も処罰、ただし情状により軽減。(公選法250①(2)))

※**出納責任者**は、会計帳簿、明細書、領収書、その他支出を証する書類を収支報告書を提出した日から3年間保存しなければならない。(公選法191)

○町選挙管理委員会は、当報告書を受理したときは、告示をもって**その要旨を公表**しなければならない。(公選法192①(2))

○町選挙管理委員会は、当報告書を受理したときから3年間保存しなければならない。(公選法192③)

○何人も、その保存期間内において、町選挙管理委員会の定めるところにより、**閲覧を請求**することができる。(公選法192④)

4 収入の部

(第1回)

月 日	金額又は見積額		種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附及び その他の収入の見積の根拠	備 考	
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業			
○月○日	1,500,000	円	その他の収入					自己資金	
○月○日	100,000		寄 附	知内町字重内1-1	○○党北海道本部				
○月○日	300,000		寄 附	〃 1-10	知内花子後援会				
○月○日	30,000		寄 附	〃 5-10	〇〇 〇〇	会社役員			
○月○日	28,000		寄 附	〃 15-30	△△ △△	会社社長	机4、椅子20 2,000円×14日	備品無償借上げ	
○月○日	10,500		寄 附	〃 40-6	□□ □□	農業	米30kg (10kg3,500円×3)		
○月○日	10,000		寄 附	〃 155-41	☆☆ ☆☆	無職	1日10,000円	労務無償提供	
<div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 金銭以外のものであっても「寄付」として算入し、同額を支出として計上する </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 「寄付」「その他の収入」の区別を明記 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 収入が金銭以外のものであるときに明記 </div> </div>									
計	寄 附	478,500	円						
	その他の収入	1,500,000							
	計	1,978,500							
前回計	寄 附	0	円						
	その他の収入	0							
	計	0							
総額	寄 附	478,500	円						
	その他の収入	1,500,000							
	総 計	1,978,500							①
参 考	公費負担相当額	155,900	円	(内訳)ビラ作成経費			37,500	円	
				(内訳)ポスター作成経費			118,400	円	

※ 金銭以外のものであっても「寄附」として算入し、同額を支出として計上する。
 例:「事務員届出」で届けた者や労務者(事務員届出で届けない者)が無報酬で選挙運動に従事した場合
 通常借料等がかかる選挙事務所やその備品などを無償提供を受けた場合
 運動員への弁当の材料として提供された米や野菜など(単なる飲食物の提供は相応しくない。)
 ※個人からの寄附は確認のうえ記載する必要がある。
 ※収入<支出にならないよう注意する。
 ※収入≧支出-公費負担分(ポスター・ビラ)

5 支出の部 【人件費】

(第1回)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	10,000 円	選挙運動	事務員報酬	知内町○○155-41	☆☆ ☆☆	無職	1日 10,000	労務無償提供
○月○日	20,000	選挙運動	車上運動員報酬	〃 215-1	△△ △△	主婦		1日10,000円×2日
○月○日	50,000	選挙運動	事務員報酬	〃 140	□□ □□	団体職員		1日10,000円×5日
○月○日	105,000	選挙運動	車上運動員報酬	〃 180-50	☆☆ ☆☆	学生		1日15,000円×7日
○月○日	16,000	選挙運動	労務者報酬	〃 19-50	〇〇 〇〇	無職		時給800円×5H×4日
<p>「事務員」、「車上運動員（うぐいす嬢）」、「手話通訳者」をあわせて1日に7人を超えて報酬を支払ってはならない。また、「報酬を支給する者の届出書」により届け出た者以外の者に支払ってはならない。</p> <p>「労務者」には人数制限はなく、町選管に届け出る必要はない。</p>								
<p>○事務員:1日につき10,000円以内 ○車上運動員:1日につき15,000円以内 ○手話通訳者:1日につき15,000円以内 (うぐいす嬢) ○労務者:1日につき10,000円以内 ○要約筆記者:1日につき15,000円以内</p>								
立候補準備								
選挙運動	201,000							
小 計	201,000							

実際に支出のあった日
(領収書の日付)

1日に支給できる限度額が決まっているため、内訳を必ず記入する

○事務員:1日につき10,000円以内 ○車上運動員:1日につき15,000円以内
 ○手話通訳者:1日につき15,000円以内 (うぐいす嬢)
 ○労務者:1日につき10,000円以内 ○要約筆記者:1日につき15,000円以内

※人件費は選挙運動に従事した事務員、車上運動員(ウグイス嬢など)、手話通訳者、要約筆記者、労務者(単純な機械的労務を提供する者)に対する報酬
 ※人件費は「一般の選挙運動員」には支給できない。一般の選挙運動員等については、実費弁償が支払われるが、その内容は、交通費、食糧費等として処理を行う。
 ※告示日前日までの支出については「立候補準備」とし、告示日以降(選挙日以降含む)の支出については「選挙運動」と記載する。
 ※立候補届の際、「報酬を支給する者の届書」をしていなければ、報酬を支給できない。
 ※ボランティアで労務を提供してくれた者は、支出の部と収入の部に「労務無償提供」として同一内容を記載すること。

5 支出の部 【家屋費(選挙事務所費)】

(第1回)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	198,400	円	立候補準備 事務所借上料	知内町字重内1-80	○○商事			2/1~3/18 47日間
○月○日	49,600		選挙運動 事務所借上料	〃	〃			3/19~3/24 6日間
○月○日	28,000		立候補準備 備品借上料	〃 15-30	△△ △△	会社社長	机4、椅子20 2,000円×14日	備品無償借上げ
○月○日	22,000		選挙運動 電話架設費	函館市○○町1-6	NTT○○○			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 「選挙事務所費」には、事務所そのものの借上げの他、事務所備品、駐車場借上げ、電話架設費、空調設備設置費などが含まれる。 </div>								
立候補準備	226,400							
選挙運動	71,600							
小 計	298,000							②

※家屋費は、「選挙事務所費」と「集合会場費」に分けて記載する。

5 支出の部 【通信費】

(第1回)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	4,340 円	立候補準備	切手	知内町字重内40-1	○郵便局		62円×70枚	
○月○日	25,200	立候補準備	電話機借上料	〃 100	□□リース		3,150円×8台	
○月○日	48,860	選挙運動	電話料	函館市〇〇町1-6	NTT〇〇〇			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 通信費は電話器の借上げ料(架設費は家屋費)、電話代、事務連絡のための郵便料 </div>								
立候補準備	29,540							
選挙運動	48,860							
小 計	78,400							④

※選挙運動のために郵送で頒布できる文書は選挙運動用通常葉書((町長=5000枚まで、町議=1600枚まで)については記載不要)に限られる(公選法142・公職選挙郵便規則)

5 支出の部 【交通費】

(第1回)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出の 見積の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	3,000 円	選挙運動	車上運動員 鉄道賃	知内町字湯ノ里20-190	○○ ○○	主婦	○○駅～○○駅 往復(実費弁償)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 選挙運動に従事する者(事務員、車上運動員等を含む)及び労務者に対する交通費の実費弁償等を記載 </div>								
立候補準備								
選挙運動	3,000							
小 計	3,000							⑤

※主に選挙運動員に対する交通費
 選挙運動用自動車(公費負担)借上料は、計上不要。
 ※その他、選挙運動用自動車に要した費用(ガソリン・オイル・修理・運転手の雇用等)も同様に計上不要。それ以外の車輛のガソリン代等は計上する。
 ※本人に対してなされる支出(実費弁償)

5 支出の部 【印刷費】

(第1回)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	118,400	円	立候補準備	ポスター印紙代	知内町字重内80-90	□□印刷		3,200円×37枚 (公費負担分)
○月○日	16,000		立候補準備	ポスター印紙代	〃	〃		3,200円×5枚 (予備)
○月○日	37,500		立候補準備	ビラ印刷代	〃	〃		7.5円×5,000枚 (公費負担分)
○月○日	7,500		立候補準備	ビラ印刷代	〃	〃		7.5円×1,000枚 (予備)
○月○日	87,500		選挙運動	ハガキ	知内町字重内68-800	〇〇印刷		35円×2,500枚
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 主に選挙運動のために使用するポスター、ハガキ、ビラの印刷費 </div>								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 公営により町から作成費が支払われた場合も支出を計上すること。(日付は契約日とする) </div>								
立候補準備	179,400							
選挙運動	87,500							
小 計	266,900							⑥

※公費負担分のほか、公費負担外(予備で作成したもの・事務所内に貼るもの等)も漏れなく記入する。

※ポスター及びビラは日付、業者が同じでも分けて記入する。

※選挙運動で頒布できる文書図画は、「選挙運動用通常葉書」及び「選挙運動用ビラ」のみなので注意する。

5 支出の部 【広告費】

(第1回)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	52,500	円	立候補準備	事務所用 看板代	知内町字元町70-1	〇〇看板	看板業	
○月○日	48,000		立候補準備	自動車用 看板代	〃	〃	看板業	
○月○日	6,300		立候補準備	たすき代		□□店		
○月○日	40,000		選挙運動	拡声機 借上料		〇〇 〇〇	電気器具店	8,000円×5日
○月○日	147,000		選挙運動	新聞広告		××新聞社		1日73,500円×2回
○月○日	20,000		選挙運動	選挙公報原稿 作成料		オフィス☆☆		1日73,500円×2回
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>主に立札、看板、たすき等の作成費や借上費</p> </div>								
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>自動車の借入費用・運転手の雇用費用・燃料代については、公職選挙法第197条第2項の規定により、選挙運動に関する支出ではないものとされているため、「収支報告書」に計上する必要はありません。 しかしながら、選挙運動用自動車(公費負担)に取り付ける看板・拡声器は「広告費」として計上する必要がある。</p> </div>								
立候補準備	106,800							
選挙運動	207,000							
小 計	313,800							⑦

※選挙運動で掲示できる立札看板の類(選挙事務所を表示するもの、選挙運動用自動車に掲示するもの、個人演説会場で使用するもの)は大きさや数に制限があるので注意する。

5 支出の部 【文具費】

(第1回)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出の 見積の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	1,200 円	立候補準備	筆代	知内町字重内920	△△文具店			
○月○日	5,400	立候補準備	トナー・コピー用紙	〃 59	ホームセンター〇〇店			
○月○日	3,900	選挙運動	墨汁代ほか	〃	〃			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 主に筆記用具やコピー用紙など、選挙運動に使用した消耗品 </div>								
立候補準備	6,600							
選挙運動	3,900							
小 計	10,500							⑧

5 支出の部 【食糧費】

(第1回の①)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出の 目録(品名)	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	14,250	立候補準備	お茶代	知内町字重内71	□□店舗	小売業		煎茶950円×15本
○月○日	6,800	立候補準備	菓子代	知内町字重内46	スーパー○○ △店	総合小売業		
○月○日	15,800	立候補準備	弁当調整費	〃	〃	総合小売業		食材(24・25日)20食分
○月○日	15,800	選挙運動	弁当調整費	〃	〃	総合小売業		食材(24・25日)20食分
○月○日	10,500	選挙運動	弁当調整費	知内町字重内40-6	□□ □□	農業	米30kg(10kg3,500円×3)	食材(24・25日)20食分
○月○日	5,200	選挙運動	菓子代	知内町字重内46	スーパー○○ △店	総合小売業		りんご、みかん
○月○日	22,050	選挙運動	弁当代	知内町字重内1-1	○○弁当	飲食業		1食735円×30食分
○月○日	25,200	選挙運動	弁当代	知内町字重内100-5	○○仕出店	飲食業		1食840円×30食分
○月○日	20,500	選挙運動	弁当代	知内町字重内1-1	○○弁当	飲食業		1食820円×25食分
○月○日	2,400	選挙運動	選挙運動員実費弁償	知内町字重内600	□□ □□			1食800円×3食
立候補準備	36,850							
選挙運動	101,650							
小 計	138,500	①						⑨

弁当調製費(食材)は、作った食数を記入する。

食材(24・25日)20食分
食材(24・25日)20食分

弁当調製費(=弁当の食材)ということで「立候補準備」でも可としている。

弁当(弁当代実費弁償)は、1日に提供できる金額と数に制限があるので、単価及び食数を記入する。

主に選挙事務所で提供する湯茶や選挙運動員などに提供する弁当

原則「お茶代」「菓子代」「弁当代」「弁当調製費」「実費弁償」のいずれか。その他、ウォーターサーバー、運動員等へ支給した食事代(実費弁償)

○提供できる弁当
1食につき1,000円以内 1日につき3,000円以内

※「食糧費」については、公選法第139条(飲食物の提供の禁止)に注意する。
湯茶及びそれに伴い通常用いられる程度の菓子と、候補者の選挙事務所において選挙運動員、選挙運動事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に対して提供する弁当を除き、何人もそれがいかなる名義であっても、選挙運動に関して飲食物を提供することはできない。
※一般的にジュース(コーヒー)類、酒類、軽食(食事ではない)としてのパンやサンドイッチ等は、菓子には含まれないため提供することはできない。違反した場合、2年以下の禁固または50万円以下の罰金となる。(公選法243①(1))

5 支出の部 【休泊費】

(第1回)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出の 見積の根拠	備 考	
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業			
○月○日	21,000 円	選挙運動	車上運動員 宿泊料	〇〇市△町1-5	〇〇 △△	主婦		1泊7,000円×3泊	
主に候補者、応援弁士、選挙運動員などの宿泊費 本人に対してなされる支出(実費弁償) ※宿泊施設ではない。				支給できる宿泊料 1泊につき10,000円以内(食事代を除く) 公選法令129					
立候補準備									
選挙運動	21,000								
小 計	21,000								

5 支出の部 【雑費】

(第1回の①)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	30,000 円	立候補準備	スタッフ ジャンパー	知内町字重内43	ホームセンター○○ 店		1着5,000円×6着	
○月○日	52,500	選挙運動	コピー機借上 料	知内町字重内950	□□リース			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 主に光熱水費等で他の支出項目に当てはまらない支出 </div>								
立候補準備	30,000							
選挙運動	52,500							
小 計	82,500	①						①

5 支出の部

(第1回)

月 日	金額又は見積額		区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出の 見積の根拠	備 考
					住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
計	立候補準備のための支出	615,590	円						
	選挙運動のための支出	803,010							
	計	1,418,600							
前回計	立候補準備のための支出	0	円						
	選挙運動のための支出	0							
	計	0							
総額	立候補準備のための支出	615,590	円						
	選挙運動のための支出	803,010							
	総計	1,418,600							
支出のうち 公費負担 相当額	項 目			単価(A)		枚数(B)		金額(A) × (B) = (C)	
	ビラの作成			7.50 円		5,000 枚		37,500 円	
	ポスターの作成			3,200.0 円		37 枚		118,400 円	
	計							155,900 円	

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

出納責任者 (住 所) 知内町字元町○○番地○○

(氏 名) 知内 花子

備 考

- 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。
なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 収入の部中「種別」欄には、「寄附金」、「その他の収入」の区別を明記するものとする。
- 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(ビラ、ポスターの作成にかかるものをいう。以下同じ)を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 支出の部中「区分」欄には、「立候補準備」のために支出した費用と「選挙運動」のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動にかかる公費負担相当額を記載するものとする。
ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 精算届出後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記入するものとする。
- 収入の部の記載については、会計帳簿の収入簿の2から6までの例により、支出の部の記載については、同支出簿の3から7までの例によるものとする。
- 出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。
ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
○月○日	118,400 円	立候補準備	ポスター印刷代	ポスター作成費公費負担
○月○日	37,500	立候補準備	ビラ印刷代	ビラ作成費公費負担
○月○日	28,000	立候補準備	備品借上料	事務所備品無償提供のため
○月○日	10,500	選挙運動	弁当調整費	食材(米)無償提供のため
○月○日	10,000	選挙運動	事務員報酬	労務の無償提供のため
○月○日	87,500	選挙運動	ハガキ印刷代	銀行振込のため

1 令和○年○月○日執行 例)○○○○選挙

2 公職の候補者 住所 上磯郡知内町字重内○○番地○○

氏名 知内 太郎

3 出納責任者 住所 知内町字元町○○番地○○

氏名 知内 花子

備考

- 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 「支出の目的」の欄は、第三十号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。
- 金融機関の振込みを領収書の代わりとする場合には、この様式に記載の上、金融機関の振込みの写しを添付すること。